

令和 8 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 35 号議案(追加)

令和 8 年 3 月 27 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 35 号 議 案	工事請負契約について(重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事その2)	1

第 35 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事その2

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

1,056,000,000円

4 契約の相手方

名称 竹中・大滝特定建設工事共同企業体

代表者 京都市中京区壬生賀陽御所町3番地の1

株式会社竹中工務店京都支店

支店長 横田 徹

構成員 舞鶴市字南田辺126番地の5

株式会社大滝工務店

代表取締役 大滝 雄介

所在地 京都市中京区壬生賀陽御所町3番地の1

令和8年3月27日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

重要文化財(建造物)舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍需品庫需品庫(6号棟)保存修理工事その2に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。